

# 平成 29・30 年度 第 2 回 都市計画審議会の記録

## 1. 都市計画審議会の概要

日時：平成 30 年 2 月 22 日（木）午後 1 時 30 分～4 時

会場：上野原市役所 1 階 展示室

### □次 第

1. はじめのことば
2. 会長あいさつ
3. 事務局職員紹介
4. 建設経済部長あいさつ
5. 議 事
  - 1) 「太陽光発電施設景観形成基準」について
6. その他
  - 1) 上野原市の都市計画の経緯と課題
  - 2) 立地適正化計画について
7. おわりのことば

### □配布資料

1. 都市計画審議会次第
2. 上野原市太陽光発電施設景観形成基準（案）
3. 太陽光発電施設設置に係る運用指針
4. 上野原市移動通信用鉄塔等設置基準（案）
5. 上野原市の都市計画の経緯、都市計画の現状と課題
6. 立地適正化計画概要パンフレット
7. 立地適正化計画作成の流れ（例）

### □出席者（○は出席）

○識見を有する者（1号）

○ 〃

・ 〃

・ 〃

・ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○市議会議員（2号）

○ 〃

○ 〃

○山梨県職員（3号）

○ 〃

○市民代表（3号）

○ 〃

#### ◆事務局

○建設経済部

○都市計画課

○都市計画課

○都市計画課

○都市計画課

部長

課長

計画担当リーダー

計画担当

計画担当

中井 道夫

飯島 勤

大山 勲

武藤 慎一

小坂 恭一

中田 無双

清水 範男

佐藤 満

堂本 隆司

鷹取 偉一

小俣 修

東山 洋昭

池谷 和樹

山根 正人

渡邊 英治

波多野裕明

天野 幾雄

後藤 学

中村 慎

飯塚 宣裕

久田 真弘

\* 敬称略、順不同

## 2. 発言要旨

### 1. はじめのことば

(飯島会長職務代理者)

- ・本日は、お忙しい中をお集まり頂き、感謝申し上げます。
- ・これより都市計画審議会をはじめさせて頂く。
- ・よろしくお願ひしたい。

### 2. 会長あいさつ

(中井会長)

- ・寒い中をお集まり頂き、感謝申し上げます。
- ・本日の会議も時間がかかるかもしれないが、円滑な進行ができるようご協力をお願いしたい。

### 3. 事務局職員紹介

- 司会より、事務局職員を紹介した。また、コンサルタントが同席することを説明した。

### 4. 建設経済部長あいさつ

(建設経済部長)

- ・本日は平成 29 年・30 年度第 2 回上野原市都市計画審議会にご出席を賜り、お礼申し上げます。
- ・平素より上野原市発展のため市政運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
- ・昨年 11 月 10 日の審議会では、景観計画及び景観条例についてご審議を頂き、ご承認を頂き、お礼申し上げます。
- ・本日は、景観計画の一部となる「太陽光発電施設景観形成基準」や前回説明することのできなかつた「立地適正化計画」などについて説明をさせて頂く。
- ・お忙しい中をご参集頂き、大変恐縮ではあるが、上野原市の都市計画行政発展のため、協力頂きますようお願いを申し上げ、簡単ではあるがあいさつに代えさせて頂く。

### 5. 議 事

(事務局 都市計画課長)

- ・これより議事に入りたいと思う。
- ・上野原市都市計画審議会条例第 5 条により、中井会長に議長をお願いする。

(会長)

- ・次第に従い、進めて参りたいと思う。
- ・本日の議題は、「上野原市太陽光発電施設景観形成基準」ということである。
- ・議事に先立ち、本日の議事録署名委員に佐藤満委員と池谷和樹委員を指名したいと思うのでよろしくお願ひしたい。
- ・それでは、本日の議題である「上野原市太陽光発電施設景観形成基準」について進めていきたいと思う。
- ・まずは、事務局より説明をして頂く。

#### 1) 「太陽光発電施設景観形成基準」について

- 「上野原市太陽光発電施設景観形成基準 (案)」、「太陽光発電施設設置に係る運用指針」について説明を行った。(事務局)

(会長)

- ・ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問があればお願いしたい。

(委員)

- ・6ページに高さの制限の記載がある。
- ・私は農業委員会の代表として出席している。
- ・基準は、土地の高さを含めて10m以下となっている。
- ・ご存知の通り、上野原市は斜面が多い場所である。
- ・耕作放棄地が非常に増えているが、耕作放棄地は斜面に多い。
- ・西原や桐原に調査に行ったが、そういった耕作放棄地が荒れると鳥獣被害が多くなる。
- ・斜面に太陽光発電施設を設置してもらって、そこが整備されれば、荒地が少なくなる。
- ・平地では、日当たりがいい所でなければ太陽光発電施設は設置できない。
- ・平地で日当たりがいい場所は、農地としてとっておいてもらいたい。
- ・むしろ、農地として使いづらい傾斜地に太陽光発電施設をつくって、そこで収入を得るということが非常に重要だと思う。
- ・基準の内容は、全体として景観のことだけを言っている。
- ・上野原市で、獣害対策の電柵を公的資金で設置しているのは、秋山だけである。
- ・西原や桐原では、イノシシ等がたくさん出るので、トタンのなまこ板で対応している。太陽光発電施設とは比べ物にならないくらい景観的に良くない状況である。
- ・実情を見る必要がある。
- ・植栽の問題として、樹木はどんどん大きくなり、日陰になると太陽光発電は採算がとれなくなってしまう。
- ・4ページの下の方のような樹木が多い形はいいとは思いますが、維持管理が非常に大変で、結局採算がとれないと、事業者はやらない。
- ・フェンスで見えないようにするという基準があるが、防犯上よくない。
- ・景観も大切かもしれないが、身の安全の方がずっと大切である。
- ・総合的に見ていく必要がある。
- ・景観的に一番重要なのは、5ページにある色彩だと思う。
- ・色彩の基準が守られれば、ほとんど問題無いように思う。
- ・まちなかの住宅の屋根に太陽光発電をみんな設置しているが、光るといった問題は生じていないし、みにくくもない。
- ・7ページに記載されている既存樹木の活用について、遠くから見た時には高い樹木がたくさんあった方がいいが、そこで生活している人は、どちらかと言うと、荒れたり日が当たらなくなったりすることが一番困る。
- ・桐原では、いい畑だったが周りの木が大きくなって日陰になってしまったので、畑として使えなくなってしまうという話もある。
- ・逆に伐採した方がいいこともある。
- ・基準の内容は、一方的な考え方のように感じる。

(会長)

- ・多様な意見を出して頂いたが、行政側が定めた景観形成基準は実情に合わない。
- ・この通りの基準でやると、太陽光発電施設を設置しようと考えている事業者や農家には不利益が大きい。したがって反対であるという意見でよろしいか。

(委員)

- ・反対ということではなく、見直してもらった方がいいという意見である。
- ・上野原市は人口が減っている。
- ・増田寛也さん著の「地方消滅」によると、上野原市の人口は、20年後の2040年

には 15,000 人位になるという話である。

- ・太陽光発電施設の設置を積極的に進めて、稼ぐ場所をつくり、人口を維持するというのも重要だと思う。

(会長)

- ・そのためには、基準が厳しすぎるという意見か。

(委員)

- ・そうである。
- ・防犯上から見ても、先ほど言ったような問題点がある。
- ・傾斜地の活用という面からいって、高さ制限の内容は問題がある。
- ・傾斜地は、むしろ太陽光発電施設などに活用してもらった方がいいのではないか。

(会長)

- ・基本的に反対意見だと思うが、事務局から何か説明があればお願いしたい。

(事務局)

- ・鳥獣害で荒らされて畑もできないような場所に太陽光発電施設を設置できれば、中山間地の斜面の活用ができていいのではないかという意見だと思う。
- ・しかし、全国的にも、農業従事者の意見を中心に考えて設置を推進するという形にはなっていない。
- ・全国的にも、山梨県においても、景観に関しては太陽光発電施設が一番の問題になっている。
- ・北杜市では、裁判になっている事例がある。
- ・太陽光発電施設に対する関心度が非常に高くなっている。
- ・太陽光発電施設は、斜面に設置した場合が一番目立ってしまう。
- ・また、パネルによる反射の影響を毛嫌いする方もかなりいるということである。
- ・そういった部分で、太陽光発電施設は景観上よろしくないという話が出ている。
- ・景観の先生方の話を伺っても、山梨県景観づくり推進室の話を伺っても、太陽光発電施設の斜面への設置については、あまり進められるものではないという意見である。
- ・まちづくりという観点では、景観によるまちづくりがある。
- ・景観を良くすることによって、そこに人を呼び寄せるという考え方がある。
- ・フェンスは防犯上よろしくないという意見があったが、メガソーラーを設置する場合においては、施設の中には入れないような仕組みづくりをするといったことが、FIT法の中でかなり厳しく定められている。また、経済産業省から細かい通達も出ている状況である。
- ・施設の中に入れない、施設の中が見えないということをご心配される方も多くいると思うが、景観的には見えないようにして頂きたいということである。
- ・6 ページに記載している「フェンスや植生による目隠しの例」については、植生をすると確かに日陰になって集光率が下がり売電量が少なくなるという話もある。
- ・植栽については、設置する方々が管理するということと、太陽光発電モジュールと道路境界との距離を取ってもらうという方法がある。
- ・斜面の問題について、全国的に農業者が苦勞しているということは、この景観形成基準の中では配慮できていない部分があると考えられる。
- ・今後の課題であると考えているので、景観の先生とも相談していきたい。
- ・景観以外の太陽光発電施設の設置に関しては、生活環境課で所管しているので、生活環境課や県と相談し、より良い方向に進めていければと考えている。

(委員)

- ・北杜市の例の話があったが、北杜市や甲府盆地と上野原市ではまったく違う。
- ・県の基準ということではなく、上野原市独自の基準ということではないと上野原市

のためにならない。

- ・別の市町村の例を出してどうのということではなく、上野原市としてどうなのかということを考えるべきだと思う。

#### (会長)

- ・1960年代から、国が公害規制の法律を定めないために、各地方自治体が要綱などをつくって、行政指導を行ってきた。
- ・行政指導は法律に基づくものではないので、強制力が弱い。
- ・業者に多大の負担をかけるものであるということで、様々な紛争が出てきた。
- ・現在は、地方議会を巻き込んだ条例化が行われている。
- ・条例にするとあまり過激なことは言えないが、業者の意向と環境保全を調和させながら、「まあまあ」という感じで進んできている。
- ・今回の太陽光発電施設についても、まずは行政指導という形になる。
- ・行政指導には罰則規定はない。
- ・要綱の定めを通りやらなければいけないということでもない。
- ・住民と事業者の間のやり取りを踏まえて、妥当な範囲に落ち着くのだろうとは思う。
- ・そうは言っても、都市部では多様な人々の利害調整があるので、地権者だけの意図で進むものではない。
- ・多様な利害があって、それを調整する形で進んでいるのが事実である。
- ・農業者だけの意見で、これを覆すという訳にはいかない。
- ・景観には主観的な部分もある。多様な意見を交えて、妥当な範囲に落ち着くという方向で考えざるを得ない。
- ・この審議会でも、まずは多様な意見を出して頂きたいと思う。

#### (委員)

- ・私は電気設備については無知なので、まずは、基本的なことをお尋ねしてから話に入っていこうと思っていた。
- ・しかし、最初から具体的な部分に入ってしまったので、具体的な部分について質問したいと思う。
- ・6ページの高さ制限については、見直した方がいいのではないかという意見があった。
- ・高さ制限を10mとした根拠は何か、どのように算出したのか聞かせてもらいたい。
- ・「太陽光発電施設設置に係る運用指針」の2ページの「設置に慎重な検討が必要なエリア」の中に一定の傾斜を持った斜面への設置は望ましくないと書いてある。
- ・1ページの「設置を避けるべきエリア」から読んでいくと、一体どこにつくるんだという話になって、上野原市では、設置が厳しい状況になると思う。
- ・私としては、太陽光発電は普及したり利用したりすれば、一定の意味を持っていると思うが、野放しにつくらせていく訳にはいかないと思う。
- ・景観の面だけに目がいつているが、見た目の問題ではなく、安全性といったことも重要である。
- ・台風で飛んでしまったらどうするのか、地震が起きた時に、電気施設なので火災等にどう対応するのかということがある。
- ・かなり厳しい規制を設けていけないといけないと思う。
- ・本来は、先ほど事務局から説明があったように、基準と指針を一緒にして総合的な視点から規制をしていった方がいいと思う。

#### (事務局)

- ・10mの根拠について、上野原市には風致地区があるが、その風致地区は景観形成上重要な場所である。市の風致地区条例において、10m以下の建物であれば目立

たないように設置ができると示していることから、その数値を採用している。

- ・景観に係る部分とそうでない部分があるが、上野原市太陽光発電施設景観形成基準」と「太陽光発電施設に係る運用指針」は最終的には一緒にしていきたいと考えている。
- ・そうでないと、設置する事業者や市民の方々がわかりにくいということがある。
- ・最終的には一体にしたものをガイドラインという形でお示しできればと考えている。

(会長)

- ・市街地における太陽光発電施設の設置は、新聞等をにぎわしている。
- ・感電したという事故も起こっている。景観のみならず安全性の問題も論点となることは事実だと思う。
- ・そういう意味で総合性が必要になる分野だと思う。
- ・太陽光発電施設についてどういう規制をしていけばいいのか。事業者側の問題、地権者の問題、住民の問題がある。
- ・他の委員の皆さんから意見があればお願いしたい。

(委員)

- ・10mという基準について、アレイをそれぞれ個別に考えるのか、それとも全体で考えるのか。

(事務局)

- ・1つの事業者が設置する一体的なもの全体を指している。
- ・したがって、高さ規制としてはかなり厳しい基準だと思う。

(委員)

- ・先ほど、鳥獣被害の柵の代わりに、太陽光発電施設を設置するのもいいのではないかと話があり、なるほどと感心した。
- ・中山間地域の耕作放棄地問題の解決のためのアイデアのひとつとして考えられると思う。

(委員)

- ・この審議会は都市計画課が主催しているが、太陽光発電施設の問題は都市計画課だけでは答えきれない部分があると思う。
- ・経済課の農業委員会や生活環境課が入ってくる必要がある。
- ・都市計画課としては、課の管轄外の話になってしまっているのではないかと思う。
- ・前回の審議会の中で、太陽光発電施設の基準がないのでつくってきたいという話があった。
- ・届出を行うということになっているが、届出を行なわなかった場合には、どのようなことがその業者に対して起こってくるのか。
- ・必ず問題が起こってくる場合が出てくると思う。
- ・その場合、市として何ができるのか。
- ・その部分も大きなポイントだと思う。
- ・私も農協職員出身なので、耕作放棄地の問題は理解している。
- ・鳥獣被害で畑ができなくなってしまうという事例をたくさん見ているし、体験もしている。
- ・どうしても都市計画と農政とぶつかる部分があると思う。
- ・届出対象行為といったことが謳ってあるが、届出を出した、または出さなかった、届出を出したが結局上野原市の意向と合わなかったといった時にはどうするのか。

(事務局)

- ・指導に従わなかった場合には、市から命令を行うことになる。それでも従わなかった場合には、最終的に罰則ということになる。

- ・景観法の中に罰則が規定されている。
- ・届出をしなかったり、命令に従わなかった場合、金額は今定かではないが、30万円の罰金といった規定だったと思う。

(会長)

- ・もちろん業者の名前も公表されるのか。

(事務局)

- ・業者の名前が公表もされることになる。

(会長)

- ・最終的には裁判しかない。

(事務局)

- ・最終的にはそうなる。

(会長)

- ・条例化している訳ではないので、行政指導である。
- ・そうは言っても大きな流れの一環である。
- ・色々な判例の蓄積がなされていって、全国的な法律になっていくのだろうと思う。
- ・公害の問題にしても同じで、こういった環境的なことは裁判や紛争処理の積み重ねの中で、大きな流れができていく。
- ・30万円の罰金というと、何だそれとは感じるが、一つの世論形成の材料と考えればいいと思う。
- ・議会においても、色々な多様な意見を持っている人がいる。
- ・なかなか難しい問題だと思う。
- ・人口減少にどうやって歯止めをかけるのかということもあるし、景観的に住み良いまちづくりを進めるということもある。人口を減らさないためには、美しいまちをつくっていかねばいけないということがある。
- ・なかなか落としどころが難しいが、審議会で色々な意見を出し合っておけばいいと思う。

(委員)

- ・高さ制限10mは風致地区の基準からきているのだろうと思ったが、その通りだった。
- ・風致地区の基準は、最大15mまで許可になる。上野原市では、10mにしているということである。
- ・この基準を見ていると、上野原市は実質的に太陽光発電はいらないと断言しているように読める。
- ・この基準だと、市内には太陽光発電施設をつくる場所が無い。
- ・風致地区には設置をさけるという内容があるが、そうすると島田地区には設置できない。現状で、小規模ではあるが太陽光発電施設がある。傾斜地の耕作放棄地に設置してある。
- ・あれはいい取り組みだと思っているが、この基準を読むと上野原市はもう太陽光発電はいらないと断言しているように見える。
- ・基準では、植栽をすることになっている。事業者がやることなので、資金も豊富なので剪定等はできるということだと思うが、むやみに植栽を増やすと、木は年々大きくなるので、後で始末が大変になると思う。
- ・4ページの図のようにつくれば確かにいいと思うが、おそらくこれだと手を挙げる業者はいない。
- ・これからのエネルギー事情を様々な方向から勘案して、事業者を誘致するという観点からも、もう少し規制を緩やかにするべきではないかと思う。
- ・特に、10mという高さ制限はもう少し考えた方がいい。

- ・現在四方津に設置されている太陽光発電施設は、4ページの参考4の図の上の形である。四方津と同じものが認められないのでは、手を挙げる業者はいない。
- ・太陽光発電はこの基準だとして、風力発電の事業者が山の上に発電機を付けたいと言った時にはどうするのか。
- ・太陽光発電より風力発電の方が、景観に対する影響が大きいと思う。
- ・私の意見としては、もう少し規制を緩やかにした方がいいのではないかなと思う。

**(事務局)**

- ・大変貴重な意見を頂き、お礼申し上げます。
- ・頂いた意見の通りだと思う。
- ・本日の事務局は都市計画課のメンバーである。
- ・太陽光発電施設の目的は省エネである。
- ・市民の目線から見た場合には景観も大事である。もう一方で、省エネという面では太陽光発電が必要である。
- ・色々な観点からの見方があるということは、皆さんご承知の通りだと思う。
- ・高さ制限10mの問題については、都市計画として風致地区の基準が10mであるということから設定している。
- ・西原、桐原、秋山は風致地区ではない。そういった地区は特に急傾斜な地形で、そこで10m以下という形にしてしまうと、小さな規模のもしか設置できないことになってしまうということがある。
- ・高さの問題についても、上野原市にあった基準にするとすれば、例えば市街地は10m、山間地については別の基準とするといったことも、検討する必要があると感じているところである。
- ・事務局としてははっきりとした答弁はできないが、意見を参考にさせて頂きたいと思う。

**(会長)**

- ・行政も一枚岩ではないし、多様な利害を持っていて、多様な意見や政策を持っている。
- ・都市計画課と経済課は一体ではないということか。

**(事務局)**

- ・建設経済部の中に、都市計画課と経済課がある。

**(会長)**

- ・その中でも色々な意見があるということか。

**(委員)**

- ・視点が違うと思う。

**(事務局)**

- ・うまくない太陽光発電施設が出てきているので景観の制度を活用して抑えるという目的で、この基準を提出させてもらった。
- ・経済課も同じ部内にあるが、農業をやっている方々にとっては、耕作放棄地の対応策として、太陽光発電施設をつくるという方法もあるというのが、ひとつの考え方である。
- ・その擦り合わせは、できていない状況である。
- ・もうひとつは、省エネの関係で生活環境課が太陽光発電施設の窓口をやっている。
- ・そちらの言い分としては、太陽光発電を推進する立場で、景観で縛られてしまうと問題があるという話も出てくると思う。

**(会長)**

- ・制限が厳しすぎるのではないかなという意見が出ている。
- ・地権者の問題やエネルギー政策の問題においても、制限が厳しいという意見であ

る。

- ・一貫して、制限が厳しすぎるという意見が多いような気がする。

(委員)

- ・総合的に考えていくと、そんなに簡単なものではないと思う。
- ・個別具体的な部分では色々な意見が出ると思うが、景観について、太陽光発電施設の設置に関しては規制しないと意味がないと思う。
- ・ある程度の規制は必要である。そうでないと、放っておくということになる。
- ・この基準は、大規模なものに限っているということではないのか。
- ・個人が設置するような小さな規模のものであれば、この基準に関係なくできるということではないのか。

(会長)

- ・1,000 m<sup>2</sup>以上かどうかで、分かれるということではないか。

(委員)

- ・この景観形成基準の中で、具体的な基準は高さの部分だけである。
- ・その他の基準は、非常に抽象的な内容である。
- ・色については少し書いてあるが、あまり具体的ではない。
- ・どちらかという、運用指針の方に細かく書いてある。
- ・基準と書いてあるが、どれだけの意味があるのかとと思っているくらいである。
- ・懸念されることについては、ある程度の規制をしていかないといけない。
- ・運用指針と整合性を図りながら景観形成基準にも規制的な内容を書き加えていかなければならないと思う。

(会長)

- ・規制は必要だという意見である。
- ・1,000 m<sup>2</sup>という、一辺が33mの正方形の規模である。
- ・その規模を超えると、規制がかかってくるということだと思う。
- ・もっと厳しく規制をするべきだとか、高さ制限を緩やかにするべきだとか、エネルギー政策から考えると規制はいらないとか、多様な意見が出る可能性があると思う。
- ・委員はどのように考えるか。

(委員)

- ・私は、当然規制が必要だと思う。
- ・ただし、民間企業の色々なアイデアや地元の考えを許容できるような、何か逃げ道のようなものが、運用の中でできればいいと思う。

(会長)

- ・総論賛成、各論反対というような話である。
- ・委員はどうか。

(委員)

- ・規制はいらないのではないかとと思っている。
- ・私は、どちらかと言うと景観に対して鈍感な方である。
- ・極端な話、関越自動車道を走っていると新潟はずっと田んぼが続いているが、その田園の中に何か所か大きな太陽光発電施設がある。
- ・私は、それがきれいだと思っている。
- ・市街地にそんなものがあっては困るが、少し離れた山間の斜面に設置するのに、高さが10m以下だとか、植林をする・しないとといったことは、私は鈍感なのでよくわからない。
- ・私は、もっと規制を緩めて、基準は大雑把に決めてもらいたいという方向である。
- ・客観・主観論があるので何とも言えないと思うが、市街地はまずい、常識を逸脱

したようなものはだめ、ただし、山間地であり規制をしてしまうと良くないのではないかと思っている。

- ・私は、規制はするべきではないと思っている。

**(会長)**

- ・景観という物自体が主観的であるので、そういう意見も出てくる可能性が強いと思う。
- ・委員はどうか。

**(委員)**

- ・鳥獣被害を避けるために、トタンで囲っている場所がかなりある。
- ・里山の景観という面でいうと非常に目障りである。
- ・道路に面しているような傾斜地に畑があるが、そういった場所で、トタンで囲って鳥獣被害を防いでいる。
- ・あまり見た目がいいものではない。
- ・総合的に考えると、色々な所が協力しあって、つくっていかなければならないという話もあるが、上野原市は鳥獣被害に対する補助が非常に厳しい。
- ・隣の藤野に行くと、補助金が出る額が違う。
- ・藤野に接している辺りでは、向こうが鳥獣害の被害防止にお金をかけているので、上野原市に動物がどんどん来てしまう。
- ・そんなこともあり、ここを規制するにはこんなことも必要だとことを総合的に考えていかないと駄目ではないかと思う。
- ・今、上野原市の山里を歩いて、一番目に付くのは、トタンで畑を囲っている状態である。
- ・大きな捉え方で言えば景観は大事であるが、小さい面で言うと鳥獣害対策といったことも大事ではないか。
- ・総合的に勘案していかないと、景観だけで規制をするということは、私は問題があると思う。

**(会長)**

- ・鳥獣被害を防止するために、トタンで畑を囲っている場合がある。
- ・太陽光発電施設を規制するだけではうまくいかないという話である。
- ・もっと多様な目で考える必要があるという意見である。
- ・規制を緩めろという意見ばかりである。
- ・委員はいかがか。

**(委員)**

- ・山のことに言えれば、山林崩壊ということがある。
- ・太陽光発電施設を設置することによって、裸地化が進むので、そのことを非常に心配している。
- ・実際に全国でかなりの山でメガソーラーになっている事例がある。
- ・先ほど獣害の話があったが、一度伐開すると、そこはもとの山にはなかなか戻らない。
- ・規制は必要だと思う。
- ・うまいアイディアは無いが、上野原らしさということが何かあればいいと思う。
- ・例えば上野原市は環境共生都市を掲げているので、規制とは逆に、太陽光にとらわれずクリーンエネルギーや自然エネルギーに積極的に取り組んでいることを、市の良さとしてPRできるような、意識が高い市であることを市民や業者にアピールできるようなうまいアプローチができれば、上野原市の良さが伝わるのではないかと思っている。
- ・具体的にどうすればいいのかはわからない。

(会長)

- ・規制は必要だという意見か。

(委員)

- ・必要だと思う。

(会長)

- ・委員はいかがか。

(委員)

- ・市街地の景観と農村部の景観はそれぞれ違うと思う。
- ・私は農地を守るという立場なので、耕作放棄地であっても、太陽光発電施設をつくるのではなくて、担い手を確保して、耕作放棄地を解消して、農地として利用するのが一番だと思う。
- ・農村振興という面で、上野原市は首都圏に近いことから、農村の風景を目当てに訪れる人も多い。そういう人たちにとって、農村部に太陽光発電のようなものがあることは、景観的に違和感があるのではないかと思う。
- ・私は、その部分は分けて考えた方がいいのではないかと思う。

(会長)

- ・何と何を分けるということか。

(委員)

- ・都市部の景観と農村部の景観を分けるということである。

(会長)

- ・規制は必要で、山間部に太陽光発電施設を広げるのは問題であるという意見である。

(委員)

- ・私の農地を守るという立場からは、そういう意見である。

(会長)

- ・色々な意見が出たが、基本的に景観をつくっていく上で太陽光発電施設の規制は必要だが、あまりに制限が厳しすぎるように思えるという話である。
- ・農地の保全だとか、エネルギー問題だとか、そういう観点も入れて考え直した方がいいのではないかという意見である。

(事務局)

- ・補足させて頂きたいと思う。
- ・太陽光発電施設だけ特出しをしている理由は、太陽光発電施設そのものだけでは建築物にならないため、建築確認の手続きもいらないし、開発許可もいらない。
- ・法の穴をすり抜けて、どんどんつくられてしまう。実際に乱立しているのが現状である。

(会長)

- ・上野原市の場合にそういう状況ということか。

(事務局)

- ・上野原市に限らず、全国的な状況である。
- ・景観面への悪影響ということも背景にある。
- ・もともと景観計画の中で、太陽光発電施設に限らず、先ほど意見が出た風力発電施設についても、景観形成基準の中に、抽象的ではあるが、自然景観、森林景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模はできるだけ抑え、配置に配慮するという基準を設けている。
- ・景観計画では、太陽光発電施設については、別に基準を設けることという書き方をしている。
- ・太陽光発電施設については、他の制度で縛るものがなかなか無いためである。

- ・先ほど 1,000 m<sup>2</sup>という話があったが、1,000 m<sup>2</sup>を超えるものは、あくまでも事前協議が必要なものということである。
- ・太陽光発電施設については、パネルの面積が 10 m<sup>2</sup>を超えるものから届出対象になっている。
- ・他の制度で規制できないので、太陽光発電施設に限っては、景観面に配慮するためにも、届出を出してもらうこととしている。

(会長)

- ・それは、法令化しているのか。

(事務局)

- ・景観条例で定めている。

(会長)

- ・10 m<sup>2</sup>というと、3m角程度である。

(事務局)

- ・小規模なものから届出の対象としている。
- ・高さ規制の部分で、これだどつくれないという話があった。施設の一番下から一番上までの高さで、確かにこの基準だと急傾斜では無理だと思うが、傾斜の緩やかなところでは、設置が可能な基準だと思う。

(委員)

- ・いきなり具体的な問題に入ったので、そういうことを質問したかった。
- ・太陽光発電はどのくらい普及しているのか。できれば上野原市における今後の見通しも教えてもらいたい。
- ・また、これまで太陽光発電施設がつけられている中で、どういった問題が起きているのか。各自治体ではどういう対応をしているのかといったことについて、ざっとでいいので話をしてもらいたい。
- ・関係法令として、建築基準法もあるだろうし、電気事業法もあるだろうし、その他にも色々あると思う。
- ・そういうものと絡めて、この基準をどうつくったらいいのか考えなければならない。
- ・そこをざっとレクチャーしてもらってからの話だと思う。
- ・今の段階でも、太陽光発電施設については、届出もあるし協議もある。そこでひどいものはチェックできるのではないか。
- ・その話し合いの中で、公共の福祉に反するようなものは規制していくということも、出来ない訳ではない。
- ・もうひとつ、「上野原市移動通信用鉄塔設置基準（案）」という資料が配布されているが、議事にはどこにも無い。これは後で審議するのか。

(事務局)

- ・後ほど説明させてもらう。

(委員)

- ・これも関係してくると思うので、説明してもらった後で話し合いに入るとよかったのではないかと思う。

(会長)

- ・かなり時間が経過しているので、ここで休憩をとりたいと思う。
- ・10分程度休憩とする。

～ 10分休憩 ～

(会長)

- ・それでは、会議を再開したいと思う。
- ・休憩の前には、事業者や地権者の立場から考えて、規制が厳しすぎるのではないかという意見があった。
- ・また、鳥獣害対策として畑の周りをトタンで囲っているが、それは景観上問題だという意見があった。
- ・規制の内容をもっと総合的に見直すべきだという意見があった。
- ・行政の内部でも、意見が分かれているということである。
- ・そういったことを踏まえると、都市計画審議会としてここで承認という形ではなく、もう一回総合的に検討をして、規制の内容をもう少し緩やかにすることを考えてもいいのではないかと思う。
- ・差し戻し審議という形になりそうな状況である。
- ・そういうまとめでよろしいか。
- ・都市計画審議会としては、このまま承認することはできない。かといって全面的に反対ということではない。
- ・もう少し、総合性を踏まえて検討するというところで、事務局で整理し直して頂けるか。

(事務局)

- ・中井会長から、もう一度審議をするというお話があった。
- ・この基準については、景観に特化したものであり、景観計画の一部であることから今後景観計画と合わせて逐次見直しをすることが可能である。
- ・太陽光発電施設景観形成基準について、高さ10m以下という規制がまずいのではないかという部分については、景観に係る部分での見解であり、鳥獣害という観点やエネルギーという観点で言えば、今後は内容を詰めて上野原市全体の太陽光発電施設設置の総合的なガイドラインとして生活環境課や経済課と歩調を合わせ作成できればと考えている。
- ・できれば景観に関しての基準ということもあるので、景観計画の一部として、一旦この内容で定めさせてもらい、今後、運用指針とこの基準をあわせたものを示させて頂く際に、また違った形で委員の皆さんにお示しできればと考えている。
- ・高さ10m以下という部分は数値として示されているが、その他の基準については抽象的な内容がほとんどである。
- ・そういったことも踏まえて、ご意見を頂き感謝する。この内容で景観計画を示させて頂き、エネルギー、鳥獣害、耕作放棄地、防災といった面で、生活環境課や経済課等の関係する課ともう一度話をさせてもらった後、見直した内容を委員の皆さんに再度お示しさせて頂ければと考えている。
- ・太陽光発電施設景観形成基準としては、この内容で承認頂ければと思う。

(会長)

- ・承認というのは、どういう内容か。

(事務局)

- ・承認という言い方についてであるが、訂正させていただきたい。
- ・本審議事項は、諮問ではないため、承認(答申)は伴わない。
- ・このままの基準ではだめだという形ではなく、了解して頂ければと思う。
- ・景観法上では、都市計画審議会の承認を取ることではなく、意見を聴くこととなっている。
- ・今回は、皆さんからの多くの意見を聞かせて頂いている。
- ・景観計画については、前回皆さんのご意見を伺い、ご同意頂けたと考えている。
- ・本日頂いた意見については、先ほども申し上げたように、他課と協議して総合的

なガイドラインを作成し、もう一度説明する機会を設けたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

(会長)

- ・最近はこの景観計画というものが流行であるが、ここまで具体的に制限を設けてやっていこうというものは少ないと思う。
- ・太陽光発電施設が大規模化しているので、景観上どう考えるかということについて、行政側から提案が出てきたということである。
- ・そのままという訳にはいかないが、方向性は尊重したいという意見が多かったと思う。
- ・この指針と基準については、もう少し総合性を考えて、景観のみではないものを取り込み、次回の審議会で説明して頂ければと思う。

(委員)

- ・たまには差し戻しもいいかなと思った。
- ・ひとつ妥協案として、特例を付け加えてはどうかと思う。
- ・例えば、鳥獣害の被害を受けている場所を有効利用したい場合には、多少規制を緩和するといったことが考えられる。
- ・公共事業として太陽光発電施設の設置を行う場合もあると思う。
- ・特別の場合には、規制の内容にこだわらないということをつけ加えておけばいいのではないかと思う。
- ・見直す際に付け加えて提示頂ければよいと思う。

(会長)

- ・自然エネルギーは大きな流れになりつつあるので、それを公共で扱うということが、いつかは出てくると思う。
- ・その時のために、特例といったことを考えておく必要があると思う。

## 6. その他

(事務局)

- ・続いて、その他の説明に入らせて頂きたいと思う。
- ・事務局より「上野原市の都市計画の経緯と課題」及び「立地適正化計画」について説明をさせて頂く。
- ・まとめて説明させて頂くので、質疑等については説明後に皆様にお伺いするので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

- ・都市計画の経緯と課題の説明に入る前に、先ほど質問のあった「上野原市移動通信信用鉄塔等設置基準（案）」について説明させてもらう。

- 「上野原市移動通信信用鉄塔等設置基準（案）」について、県で定めている基準と同様の内容である旨を説明し、持ち帰って通して視てもらおうようお願いした。(事務局)

### 1) 上野原市の都市計画の経緯と課題

- 「上野原市の都市計画の経緯」、「都市計画の現状と課題」、「都市計画審議会での検討が必要な事項」について説明を行った。(事務局)

## 2) 立地適正化計画について

### ●立地適正化計画の制度の概要について説明を行った。(事務局)

#### (事務局)

- ・ただいま事務局から説明させて頂いた内容について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

#### (会長)

- ・公共施設の耐用年数がきて、建替えの計画をしなければならない。
- ・それは、都市計画課で検討しているのか。

#### (事務局)

- ・公共施設の再編については、企画課で検討している。
- ・企画課に対しては立地適正化計画の現状と課題把握のため、各課に対しヒアリングを実施している。
- ・その結果等もまとめて、平成30年度にはいろいろ話し合いをしていこうと考えている。

#### (委員)

- ・コンパクトシティ・プラス・ネットワークというのは、非常にいいコンセプトだと思うが、気を付けて進めないと中山間地の過疎化が一層進んでしまう。
- ・ある面では諸刃の剣の所があるので、十分に配慮して進めてもらいたい。

#### (事務局)

- ・立地適正化計画の範囲に収まらない都市計画区域外においては、国土交通省が進める事業の中に「小さな拠点」という事業がある。
- ・そういった事業を活用して、地域の活性化につなげるということが考えられる。
- ・現状で思いつく範囲では、そういった事業がある。
- ・その他にも農林水産省等で進めている事業も色々あると思われるので、そういったことも検討していければと思う。
- ・立地適正化計画の中には盛り込めないが、農業振興の計画の中に盛り込むといったことができると思う。

#### (委員)

- ・非常に大きく、深く、難しい計画の策定だと思う。
- ・上野原市の立地からすると、首都圏に一番近い癒しの郷、農林山村の景観を活かし、移住・定住人口を増やすということが基本にある。
- ・駅南口が間もなくオープンして、例えば総合福祉センターを經由して駅へアクセスするルート等もできるということである。
- ・通勤者の利便性といったこともある。
- ・上野原市の立地からして、あの場所に駅があり、あそこが開発されて、上野原の旧市街地が空洞化しつつある。
- ・中心市街地については、青写真はできていても、協力体制がいつこうに進まない由々しき問題である。
- ・駅南口の商業ゾーンにアクセスしやすいルートをつくるということについて、富士急山梨バスも非常に頭を痛めている。
- ・西原、桐原、秋山の奥から来る人は、まちへどのようにして来るのか。
- ・平日のバスは1日に1本か2本、土日は観光客を含めてその倍から3倍の本数がある。
- ・さらに幹線道路から上の人たちをデマンドタクシーで運ぶ。あるいは、最近では、地域の人たちが認可を得て白タクを運行できるようになっている。

- ・色々な問題が連動してくると思う。
- ・コンパクトということは非常にいいが、上野原市で注意しなければならないこととして、人口減少と若者の流出、公共施設の老朽化と耐震性の不足といったことがある。
- ・コンパクトシティ以前の問題が、課題として多く残っている。
- ・非常に難しい問題である。
- ・私たちがまちの中に住んでいて耳にするのは、駅の南にあれだけのゾーンができて、上野原の国道20号沿いはどうなるのか、本当に不安だという話である。
- ・南口を敵視しているような商店や住民も非常に多い。
- ・土日には、国道20号は非常に混む。
- ・案はできているそうであるが、小野電気からハリカのT字路をどういう形にするのか。上野原駅の北口の利用はどういう規制がされるのかといったことについて、私たちに問い合わせをしてくる。
- ・もちろん私たちは返答できない。
- ・一方で、私たちが民間で進めている旧織物組合を活性化施設にしたいという話がある。これもうまくすれば支援措置を受けられるのではないかという状況がある。
- ・どこから、どういうふうに手を付けていくのかという問題がある。
- ・庁内で色々な人から話を聞いて、まとめるのは大変なことだと思う。
- ・素人考えであるが、そういった不安材料がある。
- ・私は、理想はやめて、将来の人口減少に伴う市の現状のまじめな予想を踏まえた現実的なコンパクトシティの構想をつくるべきだと思う。
- ・そうしないと、将来に大きな付けが残っていると思う。
- ・上野原で生まれ育った人間としては、そういったことを加味しながら、理想は描きたいが描けない現状にあってどうするのかということに、頭を痛めている。
- ・将来のためにはやっつけていかなければならないということだと思う。
- ・相当な力が必要だと思う。
- ・感想を少し述べさせてもらった。

## 7. おわりのことば

### (会長職務代理)

- ・本日は、熱心なご議論を頂き、お礼申し上げます。
- ・以上で第2回都市計画審議会を終了させて頂く。

### (事務局)

- ・以上をもって散会とさせて頂く。
- ・ご協力、感謝申し上げます。

(以上)